

室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業  
キャッチフレーズ及び公式マークの使用について

1 権利の帰属

開港150年・市制施行100年記念事業キャッチフレーズ及び公式マーク（以下、キャッチフレーズ及びマークとします）についての一切の権利は、室蘭市に帰属します。

2 キャッチフレーズ及びマークの使用について

キャッチフレーズ及びマークは、関連事業及び一般企業団体等が使用するにあたり、下記の項目に該当するものを除き、原則として各種印刷物、ワッペン、シール、屋外サイン、車両等広範囲に使用することができます。

- (1) 政党・政治団体または宗教の活動に使用、またはそのおそれのあるとき
- (2) 著しく市のイメージを害するおそれのあるとき
- (3) 特定の個人・団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、または使用するおそれがあるとき
- (5) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのある行為に使用するとき

3 使用条件

- (1) マーク使用の際は、以下のようにマークの持つメッセージを損なう使用は禁止とします。
  - ・変形
  - ・トリミングによる欠損
  - ・モチーフ位置の入れ替え
- (2) マークの使用サイズ及びアイソレーション（余白）は、別表のとおりとする。



**my murooran mark (150&100ver.)**  
**minimum size & area of isolation**



印刷物 / 横 56mm

WEB / 横 330px



印刷物 / 横 40mm

WEB / 横 230px



印刷物 / 横 38mm

WEB / 横 210px



印刷物／横 88mm

WEB／横 520px



印刷物／横 65mm

WEB／横 360px



印刷物／横 55mm

WEB／横 300px



印刷物／横 57mm

WEB／横 330px



印刷物／横 41mm

WEB／横 230px



印刷物／横 39mm

WEB／横 210px



印刷物 / 横 124mm

WEB / 横 700px



印刷物 / 横 100mm

WEB / 横 490px